

都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）の概要

〔平成18年12月18日
全国知事会〕

1. 官製談合の防止

- コンプライアンスの徹底
- 内部通報制度の整備
- 職員の再就職制限とOB等からの働きかけ防止

2. 談合を防止する入札制度の改革

- 一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止 ⇒ できるだけ早く指名競争入札を廃止。1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札。
- 総合評価方式の拡充
- 電子入札の拡大 ⇒ 3年以内に全面導入。
- 情報公開の推進
- ペナルティの強化 ⇒ 入札参加停止期間の延長（2年間→3年間）。談合を行った場合は、少なくとも12月以上の指名停止。違約金特約の額は契約額の20%以上とする。
- 地域産業の育成と公正な競争の確保 ⇒ 地域要件の設定に当たっては、応札可能者は20～30者以上を原則とする。

3. 建設業の構造改革

4. 国への要請事項

- OBによる口利きの規制（地方公務員法）
- 総合評価方式の審査手続の簡略化（地方自治法施行令）
- 入札参加停止期間の延長（2年間→3年間）（地方自治法施行令）
- 建設業の構造改革への支援
- 本指針の市町村への拡大に対する配慮